

令和 5 年 7 月 19 日 執行

飯 豊 町 議 会 議 員 選 挙

## 立候補予定者の手引き

飯豊町選挙管理委員会

# 目 次

1. 立候補の届出	1
2. 立候補の届出書類	2
3. その他届出書類	4
4. 証明書等及び公営物資	6
5. 選挙運動	7
6. 選挙運動に関する費用	7
7. 選挙公報の発行	12
8. 届出等書類への押印義務廃止	13
9. 質問票の取扱い	14
10. 事務日程表（立候補者用）	15
立候補の届出書類等【記載例】	16

## 1. 立候補の届出

---

### ① 立候補届出日

告示日(令和5年7月14日(金))の午前8時30分から午後5時まで

### ② 届出場所

飯豊町役場 委員会室

### ③ 受付順序

告示日の午前8時30分までに受付に到着している者については、くじで受付順序を決定し、午前8時30分を過ぎて受付に到着した者については、到着順に受け付けます。

くじは、まず、くじを引く順序を定めるくじを行い、次に、その順序に従って、受付順序を定めるくじを行います。届出書類の記載等に不備がある場合には、受付が最後になることがあります。

### ④ 立候補の資格

飯豊町議会議員の選挙における候補者となるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 日本国民であること。
- (2) 選挙期日(令和5年7月19日)現在で、年齢満25年以上であること。
- (3) 選挙期日(令和5年7月19日)現在で、引き続き3か月以上飯豊町内に住所を有すること。

なお、住所とは、客観的な生活の本拠たる実態を備えていることが必要であり、住民基本台帳上の記録がされていても実際に生活の本拠を移転していないときは住所として扱うことはできないとされています。(平成9年8月25日最高裁判決)

次のいずれかに該当する方は立候補できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- ・公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処され、実刑期間経過後、10年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- ・法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

- ・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に定める犯罪により、罰金以上の刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている者

## 2. 立候補の届出書類

---

立候補の届出には、本人届出及び推薦届出の方法があり、届出に必要な書類が異なります。

### ① 届出に必要な書類(本人届出の場合)

- ・候補者届出書（本人届出）
- ・供託証明書
- ・宣誓書
- ・所属党派証明書・・・政党その他の政治団体に所属する候補者のみ
- ・戸籍謄本又は抄本

※ 以下、推薦届出記載省略

### ② 届出書類記載上の注意

#### (1) 候補者届出書

候補者の氏名は、文字は正確に楷書で記載し、数字は算用(アラビア)数字を使用し、戸籍に記載されている文字をそのまま記載してください。また、ふりがなは、平仮名で記載してください。

本籍、住所及び生年月日は、被選挙権の有無の判定上必要がありますので、それぞれ戸籍や住民票のとおり正確に記載してください。本籍及び住所は、都道府県から書き出し、丁目及び番地等を「- (ハイフン)」等で省略しないでください。年齢は、選挙期日(令和5年7月19日)現在の満年齢を記載してください。

#### (2) 供託証明書

(別添)山形地方法務局米沢支局作成「飯豊町議会議員選挙に伴う供託手続きについて」に基づき行ってください。

なお、選挙の効力及び当選の効力が確定した後、選挙管理委員会から供託証明書を返還し、併せて供託物の返還を請求できる者である旨の証明書を交付しますので、それらによって供託物の返還を請求することができます。

### (3) 宣誓書

住所に関する要件を満たす者であると見込まれること、被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う旨の文書です。記載に当たり、住所及び氏名は、候補者届出書に記載するとおり記載してください。

### (4) 戸籍謄本又は抄本

最近のもの(告示日3か月前以内)を添付してください。

## ③ 立候補の届出書類と併せて提出する書類等

立候補の届出に当たっては、必要に応じ、次の書類等を提出してください。

### (1) 通称認定申請書

通称について、選挙長の認定を受ける場合に、候補者届出書に添えなければならないので、立候補届出の際に申請してください。記載に当たり、住所及び氏名は、候補者届出書に記載するとおり記載してください。また、氏名及び呼称のふりがなは、平仮名で記載してください。

この通称認定申請書の提出に当たっては、同時に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料(名刺、葉書、著書など)を提示してください。ただし、氏又は名を仮名書きにする場合、又は旧姓を通称として使用する場合は、資料の提示は必要ありません。提出された申請書による呼称が通称と認められる場合は、候補者に認定書を交付します。

### (2) 出納責任者選任届出書

立候補の届出をした者は、出納責任者を届け出なければなりません。

### (3) 選挙運動員中報酬を支給する者の届出書

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員(いわゆる「うぐいす嬢」)、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に報酬を支給する場合に、あらかじめその者の氏名及び住所等を記載の上届け出なければなりません。

### (4) 選挙公報掲載申請書

候補者から掲載文の申請を受け、選挙管理委員会で選挙公報を発行します。

### (5) 選挙運動用ビラ届出書

1種類につき2枚を立候補届出書類等の事前審査の際に提出してください。

### (6) 選挙運動用ポスターの見本

1種類につき2枚の見本を、立候補届出書類の事前審査の際に提出してください。

### (7) 選挙事務所設置届出書

選挙事務所の設置者は、設置したならば直ちに選挙管理委員会に提出してください。

### ④ 立候補届出書類等の事前審査

立候補の届出を円滑に行うため、次のとおり立候補届出書類等の事前審査を行います。書類等に不備などがあると、届出を受理できない場合がありますので、必ず受けるようにしてください。

日時	令和5年6月27日(火) 午前9時30分から
場所	飯豊町役場 委員会室
持物	立候補届出時に提出する書類一式

## 3. その他の届出書類

---

立候補届出とは別に、必要に応じ、選挙管理委員会に提出する書類があります。

### ① 選挙事務所異動届出書

選挙事務所の設置者は、選挙事務所を異動(移転又は廃止)した際、直ちに選挙管理委員会に届出してください。投票日当日には投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m内の区域にある選挙事務所は、閉鎖するか、又は300m以外の区域に移転させなければなりません。この場合も異動届が必要となります。

### ② 公営施設使用個人演説会開催申出書

候補者は、町内の公営施設を使用して個人演説会を開催する場合、開催しようとする日の2日前午後5時まで、選挙管理委員会に申し込んでください。

使用の可否については、選挙管理委員会において、諸行事、業務等を確認の上、候補者に通知します。候補者が直接公営施設に使用を申し込むことはできません。

町内で個人演説会を開催することのできる施設は、以下の8施設が指定されています。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 飯豊町白樺地区公民館  | 飯豊町大字椿 1902 番地の 4  |
| (2) 飯豊町多目的集会施設  | 飯豊町大字椿 1902 番地の 10 |
| (3) 飯豊町基幹集落センター | 飯豊町大字上原 469 番地     |
| (4) 飯豊町東部地区公民館  | 飯豊町大字添川 2955 番地    |
| (5) 飯豊町町民総合センター | 飯豊町大字椿 3622 番地     |

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (6) 飯豊町中部地区農村活性化センター | 飯豊町大字萩生 3548 番地     |
| (7) 飯豊町西部地区農村活性化センター | 飯豊町大字手ノ子 2861 番地の 1 |
| (8) 飯豊町民スポーツセンター     | 飯豊町大字椿 1859 番地      |

### ③ 開票立会人となるべき者の届出書・承諾書

候補者は、飯豊町選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者 1 人を定め、届け出ることができます。

届け出の場合は、選挙期日の 3 日前(令和 5 年 7 月 16 日)の午後 5 時までに選挙管理委員会に、本人の承諾書を添え提出してください。

開票事務は、公職選挙法第 79 条第 1 項の規定により選挙会場において選挙会の事務に合わせて行います。

### ④ 選挙運動費用収支報告書

出納責任者は、寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載の上、「選挙運動費用収支報告書」を選挙管理委員会に提出してください。提出期限は、選挙期日から 15 日以内と定められているため、令和 5 年 8 月 3 日(木)が提出期限となります。

「選挙運動費用収支報告書」は、選挙管理委員会で 3 年間保存し、保存期間内であれば、誰でも閲覧することが可能です。ただし、閲覧できるのは収支報告書のみで、添付書類は閲覧できません。

また、出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証明する書面を、収支報告書提出の日から 3 年間保存することが義務付けられています。

### ⑤ 届出の時間

選挙に関する届出等は、公職選挙法第 270 条で午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければならないと定められています。

## 4. 証明書等及び公営物資

---

立候補の届出が受理されると、次に掲げる証明書等及び公営物資が交付されます。受領に当たっては、必ず枚数等を確認してください。紛失等があっても原則として再交付されませんので、十分注意してください。

### ① 候補者用通常葉書使用証明書(1枚)

通常葉書の交付を受ける場合又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に日本郵便株式会社の郵便局へ提出するものです。

### ② 選挙運動用通常葉書差出票(4枚)

通常葉書を日本郵便株式会社長井郵便局へ差し出すときに添付するものです。差出票1枚で通常葉書200枚を差し出すことができます。

### ③ 新聞広告掲載証明書(2枚)

新聞広告を掲載する場合、掲載文とともに希望する新聞社に提出するものです。

### ④ 選挙運動用表示物

品名	数量	注意事項
街頭演説用標旗	一	街頭演説をする場合に掲げる。
自動車(船舶)表示物	一	選挙運動用自動車の前面(フロントガラス等)に使用中常時掲示する。
拡声機表示物	一	マイクの下部等外部から見やすいところに使用中常時掲示する。
腕章(乗車乗船用)	四	選挙運動自動車に乗車する場合と街頭演説において着用する。
腕章(運動員)	十一	街頭演説において着用する。



## 5. 選挙運動

---

別書籍「候補者◇運動員必携 地方選挙早わかり」のとおり。

## 6. 選挙運動に関する費用

---

### ① 出納責任者

候補者の選挙運動に関するすべての収支について一切の責任を負うべき人が「出納責任者」であり、選挙運動費用に関して全面的な責任と権限を持ちます。

#### (1) 選任及び届出

立候補の届出をした者は、出納責任者1人を選任して、直ちに届け出なければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をしたりすることはできません。

候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときはその代表者)が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます。

出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともこれに署名押印しなければならないこととされています。(候補者自らが出納責任者となった場合を除く。)

#### (2) 職務

##### ○会計帳簿の備付と記載

出納責任者は、会計帳簿を備え付け、選挙運動に関するすべての寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載することになっています。

##### ○立候補準備のために要した費用の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされます。出納責任者は就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

○寄附に関する明細書の提出

出納責任者以外の者で、候補者のため選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、その寄附を受けた日から 7 日以内にその旨の明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに提出責任者にその明細書を提出しなければなりません。出納責任者は、この明細書を受領して保存するとともに、提出のないときは提出を求めなければなりません。

○領収書等の徴収と送付

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、社会通念上、領収書を発行しない慣例となっているような場合や、金融機関への振込みによる支出に係るものについては除かれます。また、候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出した者も同様であり、領収書等を徴収したら直ちに提出責任者に送付しなければなりません。

○収支報告書の提出と会計帳簿等の保存

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされたすべての寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を選挙期日から 15 日以内(令和 5 年 8 月 3 日まで)に提出しなければなりません。また、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を、収支報告書の提出の日から 3 年間保存しなければなりません。

② 選挙運動費用の制限

選挙運動のために使い得る費用の最高額(法定制限額)は、公職選挙法の規定に基づき算出します。その額は、選挙期日の告示の日(7 月 14 日)に選挙管理委員会が告示するとともに、立候補届出の際にお知らせします。

(令和 5 年 6 月 1 日現在で試算した場合)

$$\begin{aligned} \text{法定限度額} &= \frac{\text{選挙告示日の名簿登録者数}(5,579 \text{ 人})}{\text{議員定数}(10 \text{ 人})} \times \text{人数割額}(1,120 \text{ 円}) + \text{固定額}(90 \text{ 万円}) \\ &= 1,524,848 \text{ 円} \end{aligned}$$

∴ 1,525,000 円(百円未満切上)

### ③ 選挙運動費用に算入されないもの

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないので、算入する必要はなく、収支報告書に記載する必要はありません。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗る船、自動車、汽車、バス等のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(ただし、消費税は選挙運動費用に含む。)
- (6) 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- (7) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出
- (8) 供託金

### ④ 公営による選挙運動と選挙運動費用

次に掲げる経費については、公費により負担されます。ただし、選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラについては、供託物没収者については公費で負担されません。

#### (1) 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために使用する通常葉書は無料となっています。私製葉書を使用する場合でも、郵送料が無料となります。なお、無投票となった旨の告示を行った後に差し出された場合、郵送料は公費負担となりません。

公費負担となった郵送料については、選挙運動費用として収支報告書に計上する必要はありませんが、葉書の印刷費、筆耕料などは選挙運動費用として収支報告書に計上しなければなりません。

#### (2) 公営施設使用の個人演説会

公営施設使用の個人演説会については、同一施設について1回(5時間以内)に限り会場使用料が公費により負担されます。

公費負担となった会場使用料については、選挙運動費用として収支報告書に計上する必要はありません。

#### (3) 選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ

別冊「選挙公営(公費負担)の手引き」のとおり。

## ⑤ 実費弁償及び報酬

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償並びに報酬の支給については、次のような制限があります。

### (1) 実費弁償

実費弁償とは、実費の支出に対する相当額の補償をいい、次の者に支給することができます。

#### ○労務者に対する実費弁償

選挙運動に従事する者(いわゆる選挙運動員)に対して支給できる最高額は、弁当料については、1食につき1,000円、1日につき3,000円、茶菓料については、1日につき500円です。

#### ○事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する実費弁償

選挙運動のために使用する労務者(立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務(ポスター貼り、葉書の宛名書き、自動車の運転等)で、自らの労務の対価として報酬を得ることを目的とする行為をする者)に対しては、弁当料、茶菓料とも支給できません。

### (2) 報酬

報酬とは、一定の役務に対する給付をいい、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に限り支給することができます。

#### ○労務者に対する支給

労務者1人に対して支給できる最高額は、基本日額10,000円、超過勤務手当1日につき基本日額の5割です。弁当を提供した場合は、報酬から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額を支給しなければなりません。

#### ○事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する支給

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員(選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者。総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の中心的存在である者や親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まない。)、車上運動員(「うぐいす嬢」のように、専ら選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動をするために雇い入れた者)、手話通訳者(専ら手話通訳のために使用する者)、要約筆記者(専ら要約筆記のために使用する者)に限り、以下のとおり支給することができます。

- ・ 報酬を支給する者の届出は、選挙運動に従事する者のうち報酬を支給する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、あらかじめその者を

使用する前に文書で届け出なければなりません。(届け出ていない者には報酬を支給することができません。)

- ・ 支給できる期間は、届出をしたときから、選挙期日の前日(令和5年7月18日)までの間です。
- ・ 支給できる人員数は、1日につき7人までで、期間を通じて異なる者を35人まで支給できます。
- ・ 支給できる最高額は、選挙運動のために使用する事務員1日につき10,000円、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者1日につき15,000円です。

## 7. 選挙公報の発行

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等を候補者が提出した原稿により、選挙管理委員会が1回発行し、有権者の各世帯に配布します。

### ① 掲載申請

- 申請期限 告示日(令和5年7月14日)午後5時まで  
(期限まで申請が到着しない場合は掲載されません。)
- 修正申請 提出した掲載文を修正、撤回する場合は、告示日午後5時まで選挙管理委員会に申し出ること。午後5時以降の修正、撤回はできません。
- 提出書類 選挙公報掲載申請書1部  
原稿1部  
顔写真1部

### ② 掲載内容・規格

- 掲載文は候補者から提出された原文のまま掲載します。
- ・ 黒色の色素により、誤字脱字のないよう明瞭に記載してください。
  - ・ 原稿は、縦100mm、横180mmで作成してください。
  - ・ 候補者顔写真は、おおよそ64mm×64mm程度ものとし、選挙期日3か月以内に撮影した上半身無帽のものを2枚提出してください。裏面に候補者名を記載してください。
  - ・ 図及びイラストレーション等も掲載できます。ただし、大きさに制限があり、選挙公報掲載面積(写真欄及び氏名欄に係る面積を除く)のおおむね2分の1を超えて掲載することはできません。
  - ・ 字数制限はありませんが、立候補者数により原稿を拡大または縮小して印刷する場合があります。

### ③ 掲載順序格

選挙公報の掲載順序は、告示日後に開催する選挙管理委員会において、くじにより決定します。

6	5	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙公報 飯豊町選挙管理委員会	
8	7		
10	9		
12	11	2	1
14	13	4	3
裏面		表面	

(選挙公報イメージ図)

## 8. 届出等書類への押印義務廃止

---

令和2年12月28日の総務省令により、公職選挙法施行規則その他関係法令が改正され、立候補届出・選挙公営届出等の書類については、署名や本人確認書類の提示等による届出が認められることになりました。届出の方法により、真正性の確認のために必要な持ち物(印鑑、本人確認書類等)が異なります。

この改正により、以下のとおりとなりました。

- ① 届出等の名義人(候補者、出納責任者等)本人の本人確認書類の提示又は提出
- ② 代理人が届け出る場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

ただし、従来どおり、記名押印によることも可能です。なお、本人確認書類とは、住民票の写しや戸籍謄本(抄本)のほか、運転免許証、個人番号カード、旅券など官公庁が発行したものとされています。

### ① 記名押印による方法(従前どおり)

自筆か否かにかかわらず記名し、押印する方法です。記名押印の場合、本人確認書類の提示等は不要です。

### ② 署名による方法(新規)

届出名義人本人が自書する方法です。届出等の名義人本人の署名であれば、本人確認書類の提示等は不要です。

### ③ 記名のみによる方法(新規)

自書でない方法で記名し、押印しない方法です。記名のみで届け出る場合は、届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。代理人が届ける場合は、当該代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

## 9. 質問票の取扱い

飯豊町議会議員選挙の選挙運動等における質問事項を受け付けます。

質問受付時間	随時。ただし、選挙期日前日(令和5年7月18日)などは、回答し兼ねます。
質問様式 受付方法	(別添)指定様式 ① 電子メール i-senkan@town.iide.yamagata.jp ② ファクシミリ 0238-72-3827 出来る限り①の方法をお願いします。
送信確認 回答方法	①の場合は不要。②の場合は、送信後に電話連絡をお願いします。 回答は電子メールで立候補説明会に出席した全陣営に行います。ただし、質問者の氏名等は公表しません。
回答時間	質問に対しては速やかに回答しますが、内容によっては回答に時間を要す場合があります。

i-senkan@town.iide.yamagata.jp 行 (または FAX 0238-72-3827)	
質 問 票	
候補者氏名	
送信者氏名	
電話番号	
アドレス	

令和5年7月19日執行の飯豊町議会議員選挙について、下記のとおり質問します。

(注意)1.質問はこの様式を使用し、電子メールで送信してください。(送信後の電話連絡不要)  
2.電子メールで送信できない場合はファクシミリを使用し、送信後は確認のため電話を入れてください。  
3.質問に対しては速やかに回答しますが、内容によっては回答に時間を要す場合があります。  
4.質問に対する回答は、立候補説明会に出席した全陣営に行います。ただし、質問者は公表しません。



## 10. 事務日程表（立候補者用）

月日	内容	備考
6月9日（金）	立候補予定者説明会	役場
6月27日（火）	出納責任者説明会 9:00～ 立候補届出書類事前審査会	役場 役場
7月13日（木）	選挙人名簿選挙時登録日	
7月14日（金）	告示日 8:30～17:00 候補者届出書等提出 選挙公報掲載申請受理日	
7月15日（土）	期日前投票及び不在者投票開始	社会福祉協議会西側
7月16日（日）	公営施設使用の個人演説会開始 公営施設使用の個人演説会開催申出締切 開票立会人の届出受付締切	
7月17日（月・祝）		
7月18日（火）	選挙活動最終日 期日前投票及び不在者投票最終日 投票所から 300m 以内の選挙事務所閉鎖	
7月19日（水）	選挙期日(投票日) 7:00～20:00 開票事務及び選挙会 21:00～	一部 19:00 閉鎖 第一小学校体育館
7月20日（木）	当選証書付与式 10:30～	役場
8月3日（木）	選挙運動費用収支報告書提出期限	

## 立候補の届出書類等

### 【記載例】

受付番号

令和5年7月14日

飯豊町議会議員選挙 選挙長 殿

氏名(戸籍名) 飯豊 太郎

## 飯豊町議会議員選挙候補者届出書(本人届出)

下記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

(ふりがな)	いいで たろう	性別	男・女
候補者 (戸籍名)	飯豊 太郎		
本籍	山形県西置賜郡飯豊町大字●●●		
住所	山形県西置賜郡飯豊町大字●●●		
生年月日	大正・昭和・平成 00年 00月 00日 (満 00 歳)		
党派	無所属		
職業	会社役員		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.aaaa		
選挙	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙		
添付書類	1.供託証明書 2.宣誓書 3.所属党派証明書 4.戸籍の謄本又は抄本 5.(通称認定申請書)		

備考 1.「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。

2.所属党派証明書を有しない場合は、「党派」欄に「無所属」と記載してください。

3.党派は一つに限るものとし、その名称が20字を超える場合は、「党派」欄に当該政党その他の政治団体名所のほか、その略称を「(略称)○○○」と記載してください。

4.「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載し、また、町と請負関係にある法人の役員等にある場合はその旨を記載してください。

5.「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一つのウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

6.候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙長印		審査者印		受付者印		新 現 元
受付日時	令和5年7月14日 午前・午後 時 分				通 称 認 定 届	
					有	無
			事 前 ( 予 備 ) 審 査		月 日	印

受付番号

令和5年7月14日

飯豊町議会議員選挙 選挙長 殿

推薦届出者 住所 山形県西置賜郡飯豊町大字●●●●

氏名 飯豊 次郎

生年月日 昭和00年00月00日

推薦届出者 住所 山形県西置賜郡飯豊町大字●●●●

氏名 飯豊 三郎

生年月日 昭和00年00月00日

## 飯豊町議会議員選挙候補者届出書(推薦届出)

下記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

(ふりがな)	いいで たろう	性別	男・女
候補者 (戸籍名)	飯豊 太郎		
本籍	山形県西置賜郡飯豊町大字●●●●		
住所	山形県西置賜郡飯豊町大字●●●●		
生年月日	大正・昭和・平成 00年 00月 00日 (満 00 歳)		
党派	無所属		
職業	会社役員		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.aaaa		
選挙	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙		
添付書類	1.候補者の承諾書 2.推薦人の選挙人名簿登録証明書 3.供託証明書 4.宣誓書 5.所属党派証明書 6.戸籍の謄本又は抄本 7.通称認定申請書)		

備考 1.「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。

2.所属党派証明書を有しない場合は、「党派」欄に「無所属」と記載してください。

3.党派は一つに限るものとし、その名称が20字を超える場合は、「党派」欄に当該政党その他の政治団体名所のほか、その略称を「(略称)○○○」と記載してください。

4.「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載し、また、町と請負関係にある法人の役員等にある場合はその旨を記載してください。

5.「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一つのウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

6.候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙長印		審査者印		受付者印		新 現 元
受付日時	令和5年7月14日 午前・午後	時	分			通 称 認 定 届
						有 無
		事 前 ( 予 備 ) 審 査		月	日	印

## 候補者推薦届出承諾書

令和5年7月 00日

(承諾の日を記載)

(推薦届出者)

飯豊 次郎 殿

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字 ●●

氏名(戸籍名) 飯豊 太郎

私は、令和5年7月19日執行の飯豊町議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

## 選挙人名簿登録証明書

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字 ●●

氏名 飯豊 太郎 (推薦届出者の氏名を記載)

上記の者は、本飯豊町において、令和5年 00月 00日現在における選挙人名簿  
に登録されていることを証明する。

令和5年 00月 00日

※日付2か所は選挙管理委員会で記載します。

飯豊町選挙管理委員会 委員長 横山幸造

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第 86 条の 8 第 1 項、第 87 条第 1 項、第 251 条の 2 又は第 251 条の 3 の規定により、令和 5 年 7 月 19 日執行の飯豊町議会議員選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 5 年 7 月 14 日

候補者

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字 ●●

氏名(戸籍名) 飯豊 太郎

令和5年7月14日

飯豊町議会議員選挙 選挙長 殿

候補者

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字 ●●

氏名(戸籍名) 飯豊 太郎

## 通称認定申請書

令和5年7月19日執行の飯豊町議会議員選挙において公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により、下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

ふりがな	いいで たろう
候補者氏名 (戸籍名)	飯豊 太郎
ふりがな	いいで たろう
呼称 (通称名)	いいで 太郎

- (備考)1. この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍等に記載された氏名に代わるものとして、広く通用していることを証するに足りる資料を提出しなければならない。
2. 戸籍上の氏名の通常の読みに従って、ひらがな又はカタカナに書きとめる場合は、通用度の説明、資料の提示は不要です。



令和5年7月00日

飯豊町議会議員選挙 選挙長 殿

候補者

党派名 無所属

氏名 飯豊 太郎

## 選挙立会人届出書

下記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

## 記

立会人	住所 (連絡先電話番号)	山形県西置賜郡飯豊町大字 ●● 090-0000-0000
	氏名	飯豊 五郎
	生年月日	大正・昭和・平成 00年 00月 00日 (満 00 歳)
選挙		令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
立会人となる選挙会		飯豊町議会議員選挙 選挙会
承諾書		令和5年 00月 00日 候補者氏名 飯豊 太郎 殿 私は、令和5年7月19日執行の飯豊町議会議員選挙における選挙立会人になることを承諾します。  住所 山形県西置賜郡飯豊町大字 ●● 氏名 飯豊 五郎

## 事務処理欄

受付日時	投票区	名簿番号			受付者
月 日 時 分					

## 選挙公報掲載申請書

選挙名	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙		
掲載文	別紙のとおり		
連絡場所	飯豊町大字 ●●	電話	090-0000-0000

飯豊町選挙公報発行に関する条例第3条第1項の規定により選挙公報の掲載を受けたいので上記のとおり申請します。

令和5年7月 14日

候補者氏名 飯豊 太郎

飯豊町選挙管理委員会 委員長 横山幸造 殿

事務処理欄

受付日時	令和5年7月14日 午前・午後 時 分	受付者

令和5年7月00日

飯豊町議会議員選挙 選挙長 殿

候補者・推薦届出者

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字●●

電話 090-0000-0000

氏名 飯豊 太郎

## 選挙事務所設置届

下記のとおり選挙事務所を設置したので届出をします。

## 記

選挙	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名	飯豊 太郎
所在地	山形県西置賜郡飯豊町大字●●
建物名称	●●選挙事務所 (自宅) or (仮設プレハブ) など
電話	0238-00-0000
設置年月日	令和5年 7月 00日

(備考) 推薦届出者が届出するときは、「候補者」を抹消し、「推薦届出者」と記載してください。この場合、選挙事務所の設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が2人以上いるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。

## 事務処理欄

受付日時	令和5年7月 日 午前・午後 時 分	受付者	
------	--------------------	-----	--

令和5年7月14日

飯豊町議会議員選挙 選挙長 殿

選任者(候補者・推薦届出者)

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字●●

電話 090-0000-0000

氏名 飯豊 太郎

## 出納責任者選任届

下記のとおり出納責任者を選任したので届出をします。

## 記

選挙	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者	飯豊 太郎
出納責任者	飯豊 六郎
住所	山形県西置賜郡飯豊町大字●●
電話	090-0000-0000
職業	無職
生年月日	大正・昭和・平成 00年 00月 00日
選任年月日	令和5年 7月 00日

(備考) 推薦届出者が届出するときは、出納責任者の選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出者が2人以上いるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。

## 事務処理欄

受付日時	令和5年 月 日 午前・午後 時 分	受付者	
------	--------------------	-----	--

## 個人演説会等開催申出書

選挙名	令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
開催日時	令和5年7月00日
使用施設名	飯豊町中部地区農村活性化センター
候補者	飯豊 太郎
党派	無所属
連絡場所	飯豊 次郎 電話番号( 090-0000-0000 )

上記のとおり個人演説会(政党演説会、政党等演説会)を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

令和5年7月00日

候補者 飯豊 太郎

飯豊町選挙管理委員会委員長 横山幸造 殿

令和5年7月14日

飯豊町選挙管理委員会委員長 殿

飯豊町議会議員選挙  
候補者氏名

## 選挙運動中事務員等届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

番号	氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
1	●● ●●	飯豊町大字●●	00	男	事務員	自 7月14日 至 7月18日	
2	●● ●●	飯豊町大字●●	00	女	車上運動員	自 7月14日 至 7月18日	
3	●● ●●	飯豊町大字●●	00	男	事務員	自 7月14日 至 7月18日	
4	●● ●●	飯豊町大字●●	00	女	車上運動員	自 7月14日 至 7月18日	
5	●● ●●	飯豊町大字●●	00	男	事務員	自 7月14日 至 7月18日	
6	●● ●●	飯豊町大字●●	00	男	事務員	自 7月14日 至 7月15日	
7	●● ●●	飯豊町大字●●	00	女	事務員	自 7月16日 至 7月16日	
8	●● ●●	飯豊町大字●●	00	男	事務員	自 7月17日 至 7月18日	
9						自 月 日 至 月 日	
10						自 月 日 至 月 日	

(備考)1.既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて新たに異なる者を届け出る場合においては、その者の氏名を「備考」欄に記載してください。

2.同じ日に使用するものが7人を超えることはできません。

3.年齢満18歳未満の者を届け出ることにはできません。

4.使用期間中、異なる事務員を使用する場合は、実人員は35人を超えることはできません。

5.「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定による選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載してください。

6.候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 事務処理欄

受付日時	令和5年7月 日 午前・午後 時 分	受付者	
------	--------------------	-----	--

## 委 任 状

私は、飯豊 四郎 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

- 令和5年7月19日執行の飯豊町議会議員選挙における立候補届出書類等の提出を行うこと。

令和5年7月14日

住所 山形県西置賜郡飯豊町大字●●

本人届出の場合は立候補予定者氏名

推薦届出の場合は推薦届出者氏名

飯豊 太郎

飯豊町議会議員選挙 選挙長 横山幸造 殿